

令和5年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年6月30日（金）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が8件、合わせて14件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和5年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上の案件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月25日に委員と現地調査を行いました。また、譲渡人とお会いし、譲受人は電話で申請内容について確認し、問題ないとのことでした。今回の申請に特に問題ないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、5ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、24日に委員と譲渡人2名、譲受人と行政書士の立会いの下、
現地を調査いたしました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないこと
です。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。

皆様のご審議ほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る6月25日、委員と現地にて調査を行いました。また、
譲渡人、譲受人、並びに代理人と当日現地でお会いし、内容の確認を行いました。双方とも、
申請について間違いのないことでした。今回の転用につきまして、周辺農地への影響に
ついては特に問題ないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その３朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 ６月24日、委員と、設定人の奥様立会いの下、現地調査を行いました。申請内容のとおりでございます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その４について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第５条その４についてご説明申し上げます。

【その４朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。

許可基準は第１種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、６月23日、委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人と立会い、申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響は、特にないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その４について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その５について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、25ページをご覧ください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の調査報告について、事務局より報告願います。

事務局 農地法第5条その5について、推進委員より現地調査結果を預かりましたので、事務局よりご説明申し上げます。

今回の申請について、6月24日午後1時半に委員と現地調査を行いました。被設定人は都合により来られないため、双方の申請代理人である行政書士事務所の方が同席し、確認いたしました。設定人には翌日、電話で確認いたしました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は、支障ないとのことでした。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 30ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から8号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第8号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局 皆様、ご審議、お疲れさまでした。

それでは、事務局のほうから申し上げます。

まず、お手元に配付しておりますパンフレットです。1つは、農地・農業の法律相談というのがあります。もし皆様方の中で購入する方がいらっしゃれば、事務局までお申出いただければと思います。

そして、もう一つは、農業者や地域の皆さんへの説明会のパンフレットになります。これについては農政課の担当係長よりご説明させていただきたいと思います。

農 政 課 皆様、こんにちは。お疲れのところ、若干お時間いただきまして、こちら、回覧チラシで今回しているところでございますけれども、来月、地域計画の策定に係る代表者向けの地域の説明会というものを開催いたしますので、こちらについてご説明いたします。

これまで農業委員会におきましても何度かPRさせていただいていたところでございますけれども、7月18日の火曜日、サンフレッシュ白河を皮切りに18、19、20、21と市内全5回、地域計画の説明会の開催を予定しております。本年4月に農業経営基盤強化促進法が改正、施行されまして、今後2年間で地域計画を作成するという法定化に基づきまして、まずは地域の皆様にご説明をさせていただくということを予定しております。

なお、農業委員さんの方にはPRさせていただいておりますけれども、農業委員さんの協力が不可欠でございますので、ぜひともお近くの開催場所がございましたら、参加いただければと思います。

なお、チラシは回覧板で回しているところですが、町内会長様、多面的機能支払交付金の活動組織の代表様、それから認定農業者様、こちらに対しては郵送で個別に通知も案内もさせていただいております。ぜひともご参加、よろしくお願いします。

この回覧チラシですが、裏面をご覧ください、当日、説明会についてはまた別の資料になりますけれども、裏面に今の白河市の農業者数、それから農地の状況というのは農業経営体数、こちらと遊休農地の面積をグラフで表しております。農業経営体につきましては、基幹的農業に従事するということで、農林業センサスから引用してございますけれども、ご覧いただけますとおり2005年に2,705経営体、平均年齢が52歳でしたが、2020年のセンサスでは1,702経営体、平均年齢66歳ということで、担い手不足、そして高齢化というものが進んでおります。

今週、6月27日の日本農業新聞に載っていましたが、国におきまして、今、食料・農業・農村基本法というものの見直し作業が進めております。来年の国会に法案提出という予定になっているようでございますが、この記事の中で、基幹的農業従事者、こちらが、現在の基本法が2000年ですと全国で240万人、2022年は123万人と半減、半分になっておりまして、さらに農水省の見通しですと今後20年で30万人に激減するというようなショッキングな記事が掲載されてございました。

そういった意味でも、今後、多様な農業人材という言葉を使っておりますけれども、そういった人材確保がより緊急性を増しておりますので、行政におきましても担い手の確保というものと併せまして、農地の有効利用、有効活用というものについて真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。

脱線してしまいましたけれども、裏面の数字のこと、それから真ん中には昨年まで人・農地プランという名前で各集団つくってきたところがございます。白河は66集落の作成を予定しておりましたが、昨年度末は42集落で素案ができておりますが、3分の2です。今度、令和5年度からは先ほどの改正法で法定化、法律で明記されたということで、今度地域計画という名前に変わしまして、何が違うといえますと、地域農業の将来の在り方というのは変わらないですけれども、今後10年間の農地を誰が担っていくということを表す目標地図を作成し、1筆ごとに耕作者を地図に示しなさいというような宿題が出されております。この目標地図の作成について、特に農業委員さんを中心に農業委員会で作成していただくというストーリーになってございますので、ご協力のほどをよろしくお願いします。

なお、今年度、来年度の2か年度で進めていただく予定でございますけれども、一番下に

白河市15地区とございます。人・農地プランのときは66集団とって取り組んできたところですが、この地域計画につきましては、基本的に下にありますとおり15地区にくくりまして進めていくと。なおかつ今年度、令和5年度の予定としましては7地区でございます。モデル地区として④の小田川、⑥の関辺、⑦の旗宿の地区を予定してございます。そのほか、非モデル地区としまして⑤の五箇、⑩の金山、⑫の信夫第二、⑮の小野田地区の4地区を予定しております。

ということで、本年度はできましたら7地区、そして令和6年度、来年度が残りの8地区というような予定で進めていきたいと思っておりますので、併せましてご協力のほどお願いいたします。

私からは以上です。

事務局 今後目標地図を農業委員会というような流れになっております。農地の出し手、受け手の意向把握や地域の農家の状況の情報提供など、農業委員にしかできない重要な部分でご協力いただくことを想定しております。今後の白河市の農業を考えた上でよりよい地域計画をつくっていきたいと思っておりますので、計画策定あるいは実行段階での具体的な動きが出てきたときにはぜひとも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になります。

次回総会は7月31日月曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 ほかに、皆様からご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会長 なければ、これをもちまして、令和5年第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後2時50分)
